

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長
立 川 宏

学校における会計処理の適正化について(通知)

学校の管理運営に係る経費については、当該学校の設置者である地方公共団体が負担すべきものとされており、地方財政法等の関係法令に則して会計処理の適正化を図る必要があります。

また、同法第 27 条の 4 では、学校の経費について住民に負担転嫁してはならない経費を規定しており、それらの経費以外のものについても住民の税外負担解消の観点からも安易に保護者等に負担転嫁することは適当ではありません。

については、法令等の趣旨を踏まえるとともに、次の事項にも留意の上、学校における会計処理が適切に行われるよう、お願いします。

記

1 学校運営に係る経費について

施設設備整備費、図書購入費、備品購入費、消耗品購入費、修繕費など本来設置者が負担すべき経費について、PTA等の学校徴収金等に依存することのないよう、計画的に予算を措置し、整備に努めてください。

また、PTA等の予算編成に当たっては、PTA本来の運営費、活動費、負担金等とし、学校協力費的なものは避けるよう、所管の学校に指導願います。

2 教材及び学校図書館図書の整備に関する予算措置について

教材整備に関しては、「教材整備指針」(平成 23 年 4 月文部科学省通知)、学校図書館図書の購入に関しては、「学校図書館図書標準」(平成 5 年 3 月文部省通知)に基づき、毎年度所要の地方交付税が措置されています。このことを踏まえ、学校に備える教材及び図書館図書の計画的な整備を図るとともに、それらの経費について、保護者に負担させることのないようにしてください。

- ・ 「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」(平成 24 年度～33 年度)
10 カ年で総額約 8,000 億円(単年度約 800 億円)の地方財政措置が講じられる予定。
- ・ 「新・学校図書館図書整備 5 カ年計画」(平成 24 年度～28 年度)
5 カ年で総額約 1,000 億円(単年度約 200 億円)の地方財政措置が講じられる予定。

3 記念事業等について

記念事業(開校周年記念事業、卒業記念事業等)において、父母や住民による設備・備品等の寄付行為が見受けられます。直接であると間接であるとを問わず、寄付金(これに相当する物品等を含む。)を割り当てて強制的に徴収することは、法令により禁止されています。なお、学校関係団体から自発的に寄付を行うことは禁止されていませんが、その受納に当たっては、学校の設置者である市町村が定める関係規程等に従い、会計処理上の適正な手続きを経るようにしてください。

4 その他

道教委が保護者の負担軽減と予算の適正執行を一層進めるために平成 25 年 3 月に作成した「道立学校の教育活動費に係る公費・私費負担区分基準」を送付しますので、所管の学校へ指導する際の参考としてください。

(支援グループ担当：金村 内線 35-753)

参考条文

○ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)

第 5 条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

○ 地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)

(割当的寄付金等の禁止)

第 4 条の 5 国(国の地方行政機関及び裁判所法(昭和 22 年法律第 59 号)第 2 条に規定する下級裁判所を含む)は、地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄付金(これに相当する物品等を含む)を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するよう なことをしてはならない。

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第 2 7 条の 4 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

○ 地方財政法施行令(昭和 23 年政令第 267 号)

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第 5 2 条 法 2 7 条の 4 に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 1 市町村の職員の給与に要する経費

2 市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費

○ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

第 2 0 3 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 (略)

3 第 1 項の職員は、職務を行うため要する費用の弁済を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。第 2 0 4 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 (略)

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

この資料は、市議会での質問に関わり、12/12 の市内校長会・教頭会で説明された資料です。この他に道立学校の公私費負担区分表が添付されています。

公私費負担区分表については、市教委からは連携会議事務局に対し「参考例である」と説明を受けています。